平成２６年（フ）第６３号
長野県飯田市知久町３丁目25番地１　ササキビル302号
債務者　赤羽　　茂
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６１号
岐阜県可児市今渡2345番地１　ナルコ・コーポ・オリエンタル106、前住所岐阜県可児市下恵土1077番地２
債務者　山上加代子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第９６号
三重県名張市梅が丘北１番町197番地
債務者　百地　紀子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市香住1183番地の30
債務者　杉本　妙子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県養父市八鹿町米里127番地１
債務者　櫃　　公吉
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
鳥取県八頭郡八頭町野町282番地
債務者　中村　隆雄
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１号
山口県下関市安岡本町１丁目７番26号
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
山口県下関市王司神田３丁目13番11号　アーバンコートＡワン205号、前住所山口県下関市稗田北町10番27―203号
債務者　塚本　知子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
山口県下関市長府古城町２番Ｒ８―306号　市営長府古城住宅
債務者　間藤　正信
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
山口県下関市上田中町４丁目10番20号
債務者　星山智華こと　李　　智華
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
徳島県吉野川市川島町桑村609番地22
債務者　阿部　洋一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１８号
愛媛県松山市古三津６丁目４番10―３号　クレシェンテ古三津Ｃ号
債務者　近藤　希美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県直方市大字下境3910―50　高山病院内、住民票上の住所福岡県直方市大字植木1678番地１　市住782号
債務者　金井　　亘
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第４６７号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目18番10―202号
債務者　久保田文子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４７７号
福岡県中間市中鶴２丁目16番25号
債務者　村上　詠治
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３６号
大分市大字寒田1151番地の43　コーポちはや101
債務者　指宿　加代
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７１号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目９番22―507号　キャニオン105国分
債務者　西中薗一平
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係